

特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度 【レーザー専門医】個人資格申請の手引き

更新用

◆専門資格の種類

レーザー専門医／レーザー専門医・指導医(同時)

■ レーザー専門医資格申請受付期間：3/1～4/30, 9/1～10/31* ■
(*) ただし、経過措置期間は隨時

-----<個人資格申請のための提出書類>-----

書類は、拡大・縮小コピー、切り貼り等により、全てA4判紙大に統一のこと。

(各様式の添付書類はA4サイズでコピーし、各様式にホッチギス等で添付可)

特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度施行細則第4章および日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査施行細則第4章を確認の上、必要書類を提出すること。

※下記(1)～(9)の申請書類を事務局までご提出ください。

(1) 本学会指定の個人資格更新申請書 (様式1／コピー使用可)

(2) 医師の免許証 (コピー) (様式2)

(3) 本学会資格認定証 (コピー) (様式3)

(注) レーザー専門医と指導医を同時に更新申請する時は、両方の資格認定証 (コピー)

(4-1) 業績目録 (様式4-1／コピー使用可)

過去5年間の更新期間内のレーザー医学会関連学会出席の事実を証明できる資料のコピーの添付を要する。
例：参加証、ネームカード、抄録集のコピーなど

(4-2) 業績目録 (様式4-2／コピー使用可)

①業績目録は、学会発表を記載しなければならない。

②発表は、過去5年間の更新期間内のものとする。

※学会発表並びに論文発表はレーザー治療に関するものであれば本学会以外のものでも可。

(4-3) 業績目録 (様式4-3／コピー使用可)

①業績目録は、論文・原著・著書を記載しなければならない。

②発表は、過去5年間の更新期間内のものとする。

※学会発表並びに論文発表はレーザー治療に関するものであれば本学会以外のものでも可。

(5) 基本領域学会専門医認定証 (コピー) (様式5)

基本領域学会とは、内科・外科・産婦人科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・形成外科・
麻酔科、整形外科・脳神経外科の学会である。

(6) 講習会受講修了証 (コピー) (様式6)

本学会主催の安全教育講習会の受講修了証を指し最低2枚以上を必要とする。有効期間を5年間とする。
※但し、経過措置期間中においては、1枚でも可とする。

(7) 本学会参加証（コピー）（様式7）

過去5年間の更新期間内の本学会学術大会参加証。最低2枚以上を必要とする。

※但し、経過措置期間中においては、1枚でも可とする。

(8) 教育研修証明証（様式8）

指導医の新規申請と同時にレーザー専門医を更新申請する場合はこちらが必要になります。

指導施設での教育研修期間は指導医の場合は7年以上。レーザー専門医を新規に取得時に提出した教育研修期間を含めることができます。

(9) 個人資格「申請・審査料」払込用紙（コピー）（様式8）

別表1に従い、申請・審査料を下記口座までお振込みください。

三菱UFJ銀行（0005）

新丸の内支店（422）

普通預金 4733224

日本レーザー医学会専門制度事務局

（ニホンレーザーイガツカイセンモンセイドジムキヨク）

◆お振込の際の注意事項

お振込者氏名は受験者ご本人様の氏名を明記下さい。

ネット振込の場合、振込完了時の振込情報が記載されたページ等を印刷し、添付ください。

お振込手数料は各自ご負担願います。

※登録料は選考後、合格者へのみ改めて請求されるので申請時には必要ありません。

◆別表1（各種資格に対する申請・審査料および登録料）

	申請・審査料	登録料
レーザー専門医（更新）	10,000円	10,000円
レーザー専門医（更新）・ 指導医（新規）同時申請	30,000円	20,000円
レーザー専門医（更新）・ 指導医（更新）同時申請	20,000円	20,000円

※登録料は、審査終了後、合格者に対しあらためてご請求いたします。

◆個人資格申請書類の提出先

下記宛、簡易書留郵便もしくは宅配便など、未着の場合に追跡調査のできる方法でお送り下さい。

普通郵便で送られた場合で、未着事故等が発生しましても責任は負いません。

〒113-0033 東京都文京区本郷3-35-4 不二光学ビル3階

株式会社コンパス内

日本レーザー医学会専門制度委員会事務局（TEL：03-5840-6131／FAX：03-5840-6130）

(参考資料) 特定非営利活動法人日本レーザー医学会 レーザー専門医資格審査施行細則 より抜粋

(レーザー専門医資格更新申請書類の条件)

第 24 条

表 5

専門資格 レーザー専門医資格認定申請書類	レーザー専門医 指導医 (同時更新)
1. レーザー専門医資格申請書	○
2. 医師免許証類等(写)	○
3. 本学会資格認定証(写)	○
4. 業績目録	○
5. 基本領域学会専門医認定証(写)	○
6. 安全教育講習会修了証(写)	○(2枚以上)※1
7. 本学会参加証(写)	○(2枚以上)※1
8. レーザー専門医資格認定審査料払込証(写)	○

(※1) 経過措置期間中は1枚でも可とする。

(レーザー専門医・指導医資格更新の業績目録)

第 27 条

表 6

資格 項目	レーザー専門医	レーザー専門医 (更新) 指導医 (新規) 同時申請	指導医 (同時更新時)
1. 症例抄録	不 要	不要	不 要
2. 新規取得点総数	150 点以上	210 点以上	180 点以上

(取得点数)

第 28 条 表 6 の新規取得点数は、表 3 および表 4 の基準点数に基づき、過去 5 年間の更新期間内に修した取得点数の総和を記載する。

2. 取得点数を証明する写しは全て添付する。

(学会・講習会出席および発表の基準点数)

第18条 各種レーザー医学会・関連学会および講習会などにおける基準点数は表3に定める。

表3

学会種別 学会出席および発表	学会出席	学会発表		
		シンポジウム 特別講演等	一般演題 演者	共同演者
国際レーザー医学会学術集会	20	25	15	7
世界レーザー医学連合会	20	25	15	7
日本レーザー医学会学術集会	20	25	15	7
日本レーザー医学会安全教育講習会	15	20	—	—
世界レーザー治療学会学術集会	15	20	10	5
国際光線力学学会学術集会	15	20	10	5
Asian Pacific レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
米国レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
欧州レーザー医学会学術集会	15	20	10	5
関連する国際レーザー医(歯)学会学術集会	15	20	10	5
その他の国際学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど	15	20	10	5
関連する国際レーザー学会学術集会	15	20	10	5
日本レーザー治療学会学術集会	12	15	8	4
日本光線力学学会学術集会	12	15	8	4
日本レーザー歯学会学術集会	12	15	8	4
関連する国内レーザー医(歯)学会学術集会	12	15	8	4
関連する国内学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど	12	15	8	4
その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4
その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する国内外レーザー学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4

(論文・著書の基本点数)

第19条 論文・原著・著書の基準点数は表4に定める。

表4

筆者他 原著他	筆者	共同執筆者	
		筆者	共同執筆者
本学会誌英文原著	120	40	
英文原著・著書	70	25	
本学会誌和文原著	90	30	
その他の和文原著・著書	50	16	
その他英文論文	50	16	
その他和文論文	30	10	

(基本領域学会専門医認定証)

第20条 表1の4および表5の5の基本領域学会とは内科、外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科の学会である。

2. レーザー専門医は、基本領域学会の専門医でなければならない。
3. レーザー専門医の院外広告に際しては、基本領域学会の専門医の称号と併記しなければならない。